

### (3) 2回目以降の会費納入について

- ・届出のあった事業所の口座から自動引落しによって、納入していただきます。
- ・会費は、1年を4期に分けて、それぞれの期ごとに3ヶ月分の会費を納入していただきます。
- ・納入期ごとの会費納入月分・口座引落日および会費請求基準日は、下表のとおりとします。

納入期	請求基準日	納入月日	口座引落日
第1期	4月1日	4・5・6月分	4月20日
第2期	7月1日	7・8・9月分	7月20日
第3期	10月1日	10・11・12月分	10月20日
第4期	1月1日	1・2・3月分	1月20日

注……口座引落日が、金融機関の休業日にあたる場合には、金融機関の翌営業日が口座引落日になります。

- ・会費の納入金額は、800円×3ヶ月分×(請求基準日における会員数)となります。
- ・前期口座振替の領収書および今期振替分の会費請求書は、口座引落月に各事業所宛に送付します。なお、オンライン配信サービスにご登録の事業所にはメールにてお知らせします。ログイン後、ダウンロードをお願いします。(WEBでの保存期間は1年間)

#### ■引落口座に指定できる提携金融機関

- 十八親和銀行
- 九州ひぜん信用金庫
- 九州労働金庫

### (4) 会費の未納分について

- ・会費の口座引落ができなかった場合には、事業所宛に再度請求書を送付しますので、早急にお振込み頂きますようお願い致します。  
(※振込手数料は事業所様ご負担でお願いします)
  - ・会費が未納になりますと給付等の受給資格が失効する場合がありますので注意してください。
- ※オンライン配信サービスにご登録の事業所にはメールにてお知らせします。